

院外処方箋広域疑義照会簡素化プロトコールに関する合意書

国立病院機構弘前総合医療センターと一般社団法人 弘前薬剤師会薬局会員の簡素化プロトコール合意薬局リストに掲載された保険薬局は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意する。

なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1) 「院外処方箋広域疑義照会簡素化プロトコール」(別紙)の内容については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考：薬剤師法第23条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

2) 運用開始時期について

西暦2025年3月1日より開始とする。

3) 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時協議することとする。

西暦2025年 | 月30日

住 所：弘前市大字富野町1番地
名 称：国立病院機構弘前総合医療センター
代表者：院長 大熊 洋揮



住 所：弘前市中野2丁目10番地5
名 称：一般社団法人弘前薬剤師会
代表者：会長 磯木 雄之輔

